

令和7年度

第1回 大垣市水道事業等審議会議事録

(令和7年7月4日)

令和7年度第1回大垣市水道事業等審議会を、令和7年7月4日（金）市役所4階情報会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題
- ・水道事業の経営状況について
  - ・下水道事業の経営状況について

本日の委員の出席者は次のとおりである。

出席委員

谷江 幸雄	松原 勝己	島田 貴士	川地 潤二
三輪 正直	長澤 愛樹	豊田 充子	松口 小夜子
一柳 善郎	佐合 幸美		

欠席委員

名和 善昭	豊田 和代
-------	-------

本日の大垣市水道事業等審議会の出席者は次のとおりである。

水道部長	松浦 徹
企画経営課長	戸田 祐治
水道課長	北村 泰之
下水道課長	北村 好章
浄化センター所長	長谷川 武
企画経営課主幹	森 憲司
企画経営課主幹	三輪 佳孝
企画経営課主幹	田中 融一
下水道課主幹	高瀬 雅広
企画経営課	服部 賢太郎
企画経営課	大橋 利紀
企画経営課	山下 修平

(開始時刻 午後 1 時 30 分)

## 令和7年度 第1回 水道事業等審議会議事録

事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和7年度大垣市水道事業等審議会を開催させていただきます。

皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を担当させていただきます企画経営課の三輪でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会に先立ちまして、副市長からご挨拶申し上げます。

副市長

皆さん、こんにちは。大垣市副市長の立松でございます。本来であれば市長が参加させていただいて、ご挨拶申し上げますところですが、公務の都合により代理でごあいさつ申し上げます。

本日はご多用の中、第1回大垣市水道事業等審議会にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。日頃から、委員の皆さまには、本市上下水道事業に、ご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今年度最初の審議会として、12名の皆様を審議会委員として委嘱させて頂いております。審議委員の職を快くお引き受けくださりましたこと、重ねて御礼申し上げます。本来であれば、お一人おひとりに委嘱状をお渡しするところでございますが、お時間の都合上、お席への配布とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

さて、昨年1月に発生した能登半島地震では、上下水道施設が広範囲にわたり被災し、機能回復に長期間を要したところがございます。一方で、本年1月には、埼玉県八潮市での下水道管破損が原因とされる道路陥没事故をはじめ、その後も各地で水道管の漏水による道路陥没が相次いでいるところがございます。これらの事例は、私たちの生活や経済活動に極めて大きな影響を与えており、上下水道インフラ整備の重要性を改めて認識させるものでございます。

本市の上下水道事業におきましては、施設の老朽化対策や、人口減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、経営健全化の取組が求められております。これらの課題に対応するため、令和5年度に経営戦略を改定し、計画的な経営基盤の強化と、財政マネジメントの向上を図ってまいりました。

副市長 本日は、令和8年4月に予定している各事業の使用料改定につきまして、ご審議をお願いしたく、諮問させていただきます。委員の皆さまには、忌憚のないご意見・ご提言を賜り、慎重なるご審議をいただきます様、お願い申し上げます。

結びになりますが、本日の審議会が有意義なものとなります事を願うとともに、安全・安心のまちづくりを目指し、上下水道事業の安定した経営に向け、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、宜しく願いいたします。

事務局 誠に申し訳ありませんが、副市長には別の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。

< 副市長退席 >

事務局 本日の審議会は、今年度第1回目でございますので、本来であれば委員の方おひとりおひとりに自己紹介をいただくところではございますが、お時間の関係で、席次と名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは、審議に入ります前に、お手元の資料などについて、確認をさせていただきます。はじめに委嘱状でございます。次に、次第がありましてその次が名簿でございます。その次に、席次表、附属機関設置条例と、令和7年度大垣市水道事業等審議会資料、経営戦略、大垣市の水道と大垣市の下水道のパンフレットでございます。

今回の審議会においては、審議会資料を正面のモニターにも映してご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、資料が欠けておりましたら、お申し出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日ですが、事務局の職員としまして、水道部長、企画経営課長、水道課長、下水道課長、浄化センター所長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、まず、大垣市水道事業等審議会の根拠条例について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料、大垣市附属機関設置条例をご覧ください。

事務局

この審議会は、第2条により、市の附属機関として設置されており、裏面の最後ですが、別表第1より大垣市水道事業等審議会を抜粋しておりますが、市の水道事業及び下水道事業に関する重要事項等について調査、審議いただくものでございます。委員定数は、15人以内で、任期は2年となります。

また、第5条には、会長は、委員の互選、副会長は、委員の互選又は会長の指名により定めることになっております。

第6条には、会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができなく、また、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとなりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは初めての会議となりますので、第5条の規定に基づき、会長、副会長の互選をお願いしたいと存じます。互選と言っても、なかなか案も出ないかと思っておりますので、事務局からご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

ご意見もないようですので、事務局案を提案させていただきます。まず、会長職の案でございますが、会長は、前回も、岐阜経済大学名誉教授の谷江委員をお願いしてまいりましたので、前回同様、会長は、谷江委員をお願いするというものでございます。

また、副会長の案につきましても、前回も地域との関わりのある大垣市連合自治会連絡協議会をお願いしておりますので、川地委員に副会長をお願いするというものでございますが、いかがでしょうか。

< 異議なし >

事務局

皆様のご賛同をいただけたということで、会長を谷江委員に、副会長を川地委員をお願いしたいと存じます。谷江委員さん、川地委員さん、恐れ入りますが、席のご移動をお願いいたします。

< 会長席、副会長席へ移動 >

事務局

それでは、会長からご挨拶をいただきたいと思います。

会 長

皆さんこんにちは。

ただいま会長にご指名をいただきました谷江でございます。

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、副市長さんからもお話がございましたように、この審議会は、市民生活に密着している上下水道という課題を扱う非常に重要な審議会でございます。

皆様から忌憚のないご意見をいただきながら議事を進行し、実りある審議会にしていきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

次に、副会長からご挨拶をいただきたいと思っております。

副会長

皆さんこんにちは。

ただいま副会長にご指名をいただきました川地です。

どうぞよろしく願いいたします。

水道、下水道は全国的にみてもかなり古くなってきておりまして、色んなところで、問題が発生していると思っております。大垣市もなるべく早く問題点を事前に見つけて対応していきたいと思っております。

今後の上下水道事業について、委員の皆様と活発な議論を進め、内容の豊かな実りある審議会にしていきたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。よろしく願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、ここからの進行は会長に、お願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

会 長

それでは、審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いいたします。

事務局

本日の出席状況でございますが、豊田和代委員、名和善昭委員がご欠席で、12名のうち10名の出席でございます。過半数の委員の皆様にご出席いただけましたので、大垣市附属機関設置条例第6条第2項の規定に基づき、本会が成立していることをご報告いたします。

事務局                   また、本審議会でございますが、大垣市の審議会に関する規程であります審議会等の設置及び運営に関する要綱や審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領によりまして、公開という形で進めさせていただきます。会議録につきましても、市役所3階の市政情報コーナーでの閲覧及びホームページへの掲載を予定いたしておりますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

                          なお、本日、審議会の傍聴をご希望の方がお見えになっております。その件について許可してよろしいでしょうか。

会 長                   大垣市では、様々な審議会で市民の皆さま方の傍聴を受け入れるということで、特にこの審議会はプライバシーに関する事柄を審議するわけではございませんので、傍聴のご希望を受けたいと思います。

                          < 傍聴者 入室 >

事務局                   今回、第1回目の審議会ということで、説明に長時間かかると思います。二時間近くを予定しておりますので、ご報告いたします。

                          また、会議録作成につきまして、署名者2名が必要となりますので、会長から指名をお願いいたします。

会 長                   では、本日の会議録の署名者として、松口小夜子委員さん、佐合幸美委員さん、にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

                          それでは、諮問事項について、事務局から説明をいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

事務局                   皆様、改めまして、こんにちは。  
大垣市の水道部長を務めさせていただいております、松浦と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

                          先ほど副市長と会長からご挨拶を兼ね紹介がありましたが、今回の審議会の趣旨の説明にもありましたように、今回は水道料金と下水道使用料の改定についてご審議をお願いするものでございます。公共で行っております、水道、下水道事業は事業ごとに工事や運営経費などを含め経営に関する計画を立案いたしまして、それに沿って事業の運営を行っております。

各事業の収入の多くが利用していただいております皆様からの料金等となっておりますが、将来にわたり安全で安心して使用していただくためには、適正な料金設定が必要不可欠でございます。

そこで皆様には経営状況のみならず、社会・経済情勢なども踏まえて、総合的な判断をもって、ご審議をお願いするものでございます。

この後、以前いただいた本会の答申も含め、事業の詳細な説明をさせていただきますので、慎重なるご審議をお願いしたいと存じます。

本日は、長時間にわたると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

企画経営課長の戸田でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の審議会資料の中には、専門用語も多数あります。できるだけ分かりやすく説明をさせていただきますが、お時間の都合もございませし、難しい内容もございませので、ご不明の点等につきましては、説明の後にお尋ねいただければと存じます。

それではお手元の資料1ページの目次をご覧ください。はじめに上下水道事業の概要として1から5までの項目をご説明させていただきます。次に審議会での審議について、として6から10までの項目を説明させていただきます。

資料3ページをご覧ください。

審議会の概要を説明させていただきます。冒頭に司会の方からご説明申しあげたとおり、本審議会は大垣市附属機関設置条例に基づいて設置されており、委員の皆様の任期は2年でございます。

委員の構成は、学識経験者、公共的団体代表者、公募委員であり、市の水道事業及び下水道事業に関する重要事項等について調査、審議いただくものでございます。

その他に記載しておりますが、これまで大垣市公営企業等審議会という名称で開催しておりましたが、市の各種審議会の見直しに合わせ、令和7年4月から大垣市水道事業等審議会へ名称の方を変更しております。

その下、過去の審議事項でございますが、下水道使用料等の改定に関すること、経営戦略の改定に関すること、水道ビジョンの改定に関すること等を審議いただいております。

この中で、今回の諮問事項でもある下水道使用料等の改定につきましては、概ね3年から5年の周期で経営の見通しについて、検証及び見直しを実施し、料金水準の妥当性などを検討していかなければならないことから、定期的に審議をお願いしております。

続きまして、4ページをご覧ください。

本市で実施している上下水道事業についてご説明いたします。

水道事業は、大垣・墨俣地域の①上水道事業と上石津地域の②簡易水道事業の2つがございます。

下水道事業は、大垣・墨俣地域の③公共下水道事業と、上石津地域の④特定環境保全公共下水道事業、⑤農業集落排水事業、⑥小規模集合排水処理事業の4つがございます。

水道は水を供給する事業であり、下水道は汚水等を処理する事業でございますが、下の表に記載したとおり、その区域の人口規模等により、事業が異なります。

①上水道事業でございますが、計画給水人口が5千人を超える、②簡易水道事業につきましては計画給水人口が100人を超え5千人以下、③公共下水道は主に市街化区域の方で行っております。④特定環境保全公共下水道でございますが、こちらは市街化区域外の方でございます。計画人口千人以上一万人以下でございます。⑤農業集落排水事業、こちらは計画人口が概ね千人以下、⑥小規模集合排水処理事業は20戸未満という規模で実施をいたしております。

5ページをご覧ください。

下水道の種類についてご説明を申し上げます。

下水道という大きな言葉のくくりの中に、図のとおり様々な種類がございます。青色の部分は国土交通省の所管でございます。緑色は農林水産省、薄い赤色は総務省の所管でございます。なお、一番下に記載してあるとおり、本審議会においては、上石津地域の3つの事業を便宜的に「上石津下水道事業」と総称させていただきます。なお、この3つの事業は同じ料金体系で現在経営をしているところでございます。

6 ページをご覧ください。公営企業会計と官公庁会計の違いについてご説明いたします。

市役所等におけるほとんどの会計は、図の右側の官公庁会計でございます。4 ページでご説明しました上水道、簡易水道、公共下水道、上石津下水道につきましては、左側の公営企業会計に該当しますので、その違いを説明させていただきます。

先に右側の官公庁会計でございますが、活動目的は、公共の福祉の増進でございます。認識基準は現金主義で、現金収支の事実に基づいて収益を認識します。記帳方式は単式簿記で、現金の出入金を管理しております。決算書類は、簡易な決算書・決算実績報告書で、予算に計上された事業がどの程度執行されたかを整理しております。

一方、左側の公営企業会計は、地方公営企業法という法の適用を受けていることから法適用企業と記載しておりますが、活動目的は公共の福祉の増進に加え、経済性の発揮でございます。認識基準は発生主義で、取引や消費などの経済活動の事実に基づいて収益を認識します。記帳方式は複式簿記で、資産・負債の増減や収益・費用の発生を管理します。決算書類は貸借対照表・損益計算書を含む詳細な財務書類で、経済活動の経営成績や財政状態を整理しております。

繰り返しになりますが、市の会計のほとんどは単式簿記ですが、今回審議いただく上水道事業等は複式簿記であるにご理解いただければと思います。

7 ページをご覧ください。地方公営企業の独立採算制についてご説明いたします。

地方公営企業法第 17 条の 2 では、経費の負担原則として、地方公営企業の経費は、一般会計で負担すべきものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められております。

つまり、水道、下水道事業のなかで、一般会計、つまり税で負担すべき事業も行うため、これらの経費に料金を充ててはならないとされています。例えば、水道事業では消火栓の設置や維持管理経費などが、下水道事業では雨水の処理に関する経費などは、一般会計が負担すべきものとされております。

言い換えますと、水道事業は水道の利用者の負担により運営すべきものですが、消火栓を利用するのは水道の利用者に限らないため、この分の費用は一般会計、すなわち税で負担していただくというものです。

このような一部の経費を除き、水道や下水道に関する経費は適正な料金で賄うことが原則であり、独立採算が維持できている状態が求められます。

8 ページをご覧ください。会計の仕組みについて、ご説明いたします。

公営企業会計では、複式簿記ということで収益的収支と資本的収支の二本立てで会計を処理しております。

収益的収支とは、1 年間の経営実績を示すもので、料金収入をはじめ、施設の維持管理費や減価償却費など経常的な経費でございます。

また、資本的収支とは、水道管や下水管、施設の建設改良工事などにかかる経費でございます。

下半分の図は、会計の仕組みを表したものです。

一番上の収益的収入には、営業収益（主に料金収入）や営業外収益等がございます。その下の収益的支出には営業費用や営業外費用等があり、これらの差引が純利益となります。

その下の資本的収入は企業債、工事等に伴う借入金でございます。資本的支出は、建設改良費や企業債償還金、つまり工事等に伴う借入金の返還でございます。

資本的収入は、資本的支出に対し、通常は不足しますので、図の右下にございます補てん財源から充当することで対応しております。

この補てん財源は、純利益を基にする積立金や、営業費用のうち減価償却費等でございます。

9 ページをご覧ください。

ここで、独立採算が維持できている事例と、独立採算が維持できていない事例をご説明させていただきます。

はじめに水道事業会計令和7年度予算の財政事情についてご説明いたします。

先程 8 ページでご説明した形と同じでございます。

収益的収支では、水道事業収益が 21.0 億円、水道事業費用が 19.2 億円で、純利益は 1.8 億円となっています。

資本的収支では、資本的収入が 0.7 億円、資本的支出が 11.5 億円で、不足する 10.8 億円を補填財源から充当しています。

一番下に記載しましたとおり、水道事業会計では、純利益がある程度確保できる経営状況であり、独立採算を維持している状態でございます。

10 ページをご覧ください。

公共下水道事業会計令和 7 年度予算の財政事情についてご説明いたします。結果的には 9 ページと同じような形ではございますが、大きく異なる点は繰入金で、下水道事業収益の左から 2 つ目の 10.6 億円、資本的収入の左から 3 つ目の 3.2 億円がでございます。

一番下に記載しましたとおり、公共下水道事業会計は、下水道使用料だけでは費用を賄うことができないため、一般会計からの繰入金がなければ、最低限の純利益を確保することが困難な状態でございます。

なお、繰入金の詳細につきましては、後程説明させていただきます。

11 ページをご覧ください。ここで、上水道事業と簡易水道事業の状況について、水道課長から説明させていただきます。

事務局

水道課長の北村です。よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

水道事業について御説明させていただきます。

本市の水道事業は大垣・墨俣地域を上水道事業、上石津地域は簡易水道事業として運営しています。

上水道事業から説明します。上水道事業とは、計画給水人口が 5 千人を超える水道事業のことをいいます。

パンフレット大垣市の水道をお願いします。

1 ページ大垣・墨俣地域の上水道給水区域図をご覧ください。

本市の上水道事業は、木曾川水系の恵みをうけ、地下水が豊富なため、水源を全て地下水に求め、昭和 33 年に西崎水源地から給水を開始しました。以来、市勢の発展とともに増大する水需要に対応するため、5 つの水源地や配水管の整備を行いました。

また、平成 18 年の市町合併により大垣市の上水道事業は墨俣町の上水道事業を譲り受けました。

これにより、大垣地域と墨俣地域を一つの上水道事業として運営しています。

現在、大垣地域 5 カ所、墨俣地域 3 カ所、計 8 カ所の水源地から各家庭に給水をしています。

水源はすべて井戸水で良質な地下水のため浄水方法は塩素による消毒のみとなっています。

大垣、墨俣地域では、水源と浄水施設が同じ敷地内にあるため浄水施設を水源地と呼んでいます。

平坦な地域特性ですので、配水ポンプで圧送して給水しています。

施設整備についてですが、給水開始から 67 年を経過しており、老朽化した施設から順次更新を行っています。本年度 5 月には大垣地域の約 4 割に給水をしている北部水源地の大規模改良を終えました。

今後は赤坂水源地の改良を計画しております。

管路につきましても重要度、老朽度を考慮し計画的に耐震管へ更新を進めています。

以上が大垣・墨俣地域の上水道事業の状況でございます。

机の上に置いてあるペットボトルですけれども、観光協会で作られているものですが、こちらが北部水源地の井戸から取った水となっております。

塩素は入っておりません。水分補給は大切ですので、飲みながら聞いていただければと思います。

次に、上石津地域の簡易水道事業についてですが、簡易水道事業とは計画給水人口が 100 人を超え 5 千人以下の水道事業をいいます。

パンフレット 2 ページ、上石津地域の簡易水道給水区域図をご覧ください。

上石津地域は昭和 36 年に牧田簡易水道が給水を開始し、その後、多良・時・西山・一之瀬和田の簡易水道と平井・延坂の飲料水供給施設が順次給水を開始しました。

飲料水供給施設とは給水人口が 100 人以下のものをいいます。

平成 18 年の市町合併により 5 つの簡易水道と 2 つの飲料水供給施設を譲り受け、施設運営の効率化のため平成 23 年に牧田、一之瀬和田の簡易水道と平井の飲料水供給施設を統合し上石津北部簡易水道としました。

また、多良、西山、時簡易水道と延坂飲料水供給施設を平成 28 年に統合し上石津南部簡易水道としました。右上オレンジの丸で囲ってあるところが上石津北部簡易水道、左下の緑の丸が上石津南部簡易水道です。

上石津地域の水源は浅井戸、伏流水、湧水、表流水で、地表水の影響を受けやすいため濾過や紫外線による処理を行ったあと塩素消毒を行い、8カ所の浄水場から各家庭に給水をしています。

上石津地域は水源と濾過等の浄水処理を行っている場所が離れているため、浄水処理を行っている場所を水源地ではなく、浄水場という呼び方にしています。

施設整備についてですが、合併後3つの浄水場を更新しました。延坂浄水場、一之瀬和田浄水場、牧田浄水場です。

3つの浄水場は、水質保全、老朽化、耐震性能確保ため平成20年から平成30年にかけて順次更新を行いました。

今後は時浄水場の更新を予定しています。

管路につきましても重要度、老朽度を考慮し計画的に耐震管への更新を進めています。

以上、上石津地域の簡易水道事業の概要説明を終わります。

事務局

それでは資料に戻り、12ページをご覧ください。

(2)上水道事業の業務指標の状況でございます。

令和6年度の給水区域内人口は151,811人、給水人口は147,940人であり、減少傾向が続いております。一方で上から4行目の給水戸数は65,591戸で増加傾向ではありますが、鈍化しつつある状況でございます。

その他、普及率は97.5%、年間総配水量は18,630,980 m<sup>3</sup>、年間総有収水量は15,185,597 m<sup>3</sup>で、有収率は81.5%となっております。

なお、有収率は、計算式と説明を表の下に注記しておりますとおり、料金として収入のあった水量と、配水量との割合でございます。

続いて、(3)上水道事業の経営指標の状況です。

経営指標の用語は、その都度、説明させていただきますが、表の一番下でございますとおり、用語解説を31ページに記載しておりますのでよろしければご参照願います。

令和5年度実績でございますが、供給単価が119.19円/m<sup>3</sup>、給水原価が100.25円/m<sup>3</sup>、料金回収率は118.89%でございます。これにつきましては、次のページで説明をさせていただきます。なお、表の下に記載しましたとおり、令和4年度の供給単価と料金回収率は、物価高騰に伴う経済負担の軽減策として基本料金を10か月間免除したことにより減少したものでご

ございます。

管路経年化率 13.48%は、本市の水道管のうち法定耐用年数である 40 年を超えた割合でございます。また、管路更新率 0.43%は、全体の水道管に対して、当年度に更新した水道管の割合を表したものでございます。

13 ページをご覧ください。

水道料金と費用の現状について、でございますが、料金回収率をどのように算出しているかを表した表を掲載しております。

令和 5 年度の実績ですが、水道料金は 18 億 1,496 万 1,000 円、給水に要した費用が 15 億 2,659 万 9,000 円、年間有収水量が 1,522 万 7,755  $\text{m}^3$ でございます。一番下に用語説明を記載しておりますけれども、供給単価、すなわち水道水 1  $\text{m}^3$ あたりの販売価格は数式のとおり 119.19 円/ $\text{m}^3$ となります。給水原価、水道水 1  $\text{m}^3$ あたりの生産価格は数式のとおり 100.25 円/ $\text{m}^3$ となります。

この結果、料金回収率、給水に要した費用に対して給水収益で賄われている割合は 118.89%になります。

中段の青い枠内に記載しておりますとおり、料金回収率は令和 5 年度実績が 118.89%であり、100%を上回っておりますので、黒字の状態となります。

14 ページをご覧ください。

簡易水道事業の浄水場施設の状況につきましては、先程水道課長から説明申し上げた通りでございますので、割愛させていただきます。

15 ページをご覧ください。

(2)簡易水道事業の業務指標の状況でございます。

令和 6 年度の給水区域内人口は 4,717 人、給水人口は 4,709 人であり、減少傾向が続いております。また上から 4 番目の給水戸数も同じく減少傾向にあります。

その他、普及率は 99.8%、年間総配水量は 638,742  $\text{m}^3$ 、年間総有収水量は 467,324  $\text{m}^3$ で、有収率は 73.2%となっています。

続いて、(3)簡易水道事業の経営指標の状況でございます。

令和5年度実績では、供給単価が138.21円/m<sup>3</sup>、給水原価が225.82円/m<sup>3</sup>、料金回収率は61.20%でございます。これらにつきましては、同様に次のページで説明させていただきます。なお、表の下に記載しましたとおり、こちらも令和4年度の供給単価と料金回収率は、物価高騰に伴う経済負担の軽減策として基本料金を当時10か月間免除したことにより減少したものでございます。

また、管路経年化率14.69%は、本市の水道管のうち法定耐用年数である40年を超えた割合でございます。また、管路更新率0.54%は、全体の水道管に対し、当年度に更新した水道管の割合を表したものでございます。

16ページをご覧ください。

簡易水道料金と費用の現状について、でございますが、こちらも料金回収率の算出方法を表した表を掲載しております。

令和5年度の実績ですが、簡易水道料金は6,695万1,000円、給水に要した費用が1億0,938万7,000円、年間有収水量が48万4,406m<sup>3</sup>でございます。一番下にも用語解説を記載しておりますが、供給単価、すなわち水道水1m<sup>3</sup>あたりの販売価格は、138.21円/m<sup>3</sup>、給水原価、こちらは水道水1m<sup>3</sup>あたりの生産価格ですが、225.82円/m<sup>3</sup>となります。

この結果、料金回収率、すなわち給水に要した費用に対して給水収益で賄われている割合は61.20%になります。

中段の青い枠内に記載してあるとおり、料金回収率は令和5年度実績が100%に満たないので、給水原価を供給単価で賄えていない状況ということでございます。

17ページをご覧ください。

大垣市の下水道の仕組み、分流式について、ご説明いたします。

下水道には、汚水と雨水が含まれております。汚水は下水処理場で綺麗にしてから川へ放流します。雨水はそのまま川へ放流します。

中段右側の費用負担の考え方ですが、汚水は受益者が明らかなことから、私費つまり下水道使用料により負担いただきます。

一方で、雨水は自然現象に起因し、下水道を利用していない方にも受益が及ぶことから、公費つまり税により負担するものでございます。

一番下に記載しましたとおり、原則として下水道使用料とは、汚水を対象としています。

なお、ご参考までに、分流式という言葉に対し、合流式という言葉がございます。分流式は分かれる、合流式は合わさるという意味でございます。資料に記載はございませんけれども、合流式は、汚水と雨水を同じ下水道管で処理する方式で、大都市等の一部で行われております。本市は資料の図のとおり分流式ですが、自治体によっては異なる方法でおこなわれておりますのでご承知おきいただければと存じます。

18 ページをご覧ください。ここで、公共下水道事業と上石津下水道事業の状況について下水道課長から説明させていただきます。

事務局

下水道課長の北村と申します。よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは、公共下水道事業と上石津下水道事業について説明させていただきます。

お手元のパンフレット大垣市の下水道の右側のページをご覧ください。

大垣処理区、平町処理区 及び 墨俣処理区の下水道事業の一般図です。

公共下水道事業の概要でございますが、主に、市街地の下水を排除及び処理する事業で、大垣地域と墨俣地域において事業を実施しております。

オレンジ色で着色してある箇所が、下水道が利用できる区域でございます。

大垣処理区の下水道の状況につきましては、昭和 37 年 4 月に供用を開始いたしました。

そして、その約 50 年を経た平成 21 年度末に市街化区域の整備が概ね完了し、現在は市街化調整区域において整備を行っているところでございます。

また、古くに整備した中心市街地の下水管や処理場施設が供用開始後、約 50 年経過していることや、耐震性能を有していないことから、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画を策定し、現在、施設の改築更新や耐震化に取り組んでおります。

次に、揖斐川の東に位置する、平町処理区につきましては、平成 19 年 4 月に下水道の供用を開始しました。当処理区の汚水は隣接する安八町の浄化センターにて処理をしております。

次に、墨俣処理区につきましては、平成 25 年 3 月に市街化区域の下水道の供用を開始しました。現在は市街化調整区域において整備を行っているところでございます。

下水道施設の状況について説明いたします。

大垣処理区には汚水処理施設の大垣市浄化センターのほか、汚水中継ポンプ場の本今ポンプ場と外渕ポンプ場がございます。

墨俣処理区には、汚水処理施設の墨俣浄化センターがございます。それらの施設において汚水を処理しております。

以上で、公共下水道事業の説明を終わります。

続きまして、上石津下水道事業について、ご説明させていただきます。左側のページをご覧ください。

大垣市上石津地域の下水道事業一般図です。5 つの処理区を表記しております。

この上石津の下水道事業につきましては、市町の合併前の平成 17 年 4 月に、全処理区の整備が、概ね完了しております。

上石津地域の下水道は規模に応じ 3 事業に分類されております。

特環には、北部処理区と中部処理区があり、北部処理区内の牧田、一之瀬地区は、平成 12 年 5 月から北部浄化センターにて、中部処理区内の多良地区につきましては、平成 17 年 4 月に中部浄化センターにて、それぞれ、汚水処理の供用を開始しております。

農集には、西山処理区と、南部処理区があり、西山処理区は、平成 9 年 11 月から西山浄化センターにて、南部処理区の時地区につきましては、平成 15 年 5 月に南部浄化センターにて、それぞれ、汚水処理の供用を開始しております。

小規模には、平井処理区があり、平成 15 年 5 月に、平井処理場にて、汚水処理の供用を開始しております。

以上で、下水道事業の状況についての説明を終わります。よろしく願います。

事務局 説明の途中ではございますが、谷江会長にご提案がございます。  
できましたら少し休憩のほうをお願いしたいと存じます。

会 長 分かりました。再開は 14 時 30 分といたします。

< 休 憩 >

会 長 それでは会議を再開いたします。引き続きよろしくお願いいいたします。

事務局 それでは資料に戻り、19 ページをご覧ください。

(2)公共下水道事業の業務指標の状況です。

令和 6 年度の行政区域内人口は 151,771 人、処理区域内人口は 139,105 人で、減少傾向にあります。一方で普及率は 91.7%、水洗化戸数は 55,865 戸で増加傾向にあります。年間総処理水量は 23,873,151 m<sup>3</sup>、年間総有収水量は 15,384,577 m<sup>3</sup>で、有収率は 64.4%となっております。

続いて、(3)公共下水道事業の経営指標の状況です。

先程お伝えしましたとおり、経営指標の用語は、その都度、説明させていただきますが、表の一番下でございますとおり、用語解説を 31 ページに記載しておりますので、よろしければご参照願います。

令和 5 年度実績では、使用料単価が 128.34 円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価が 155.47 円/m<sup>3</sup>、経費回収率は 82.55%でございます。これについては、次のページで説明させていただきます。

有形固定資産減価償却率 14.32%は、減価償却の対象となる資産のうち、どの程度、償却が進んでいるか表す指標です。また、管渠老朽化率 8.19%は、全体に対し法定耐用年数を超えた管渠の割合を示す指標です。

20 ページをご覧ください。

下水道使用料と費用の現状について、でございますが、こちらは経費回収率の算出方法を表した表を掲載しております。

令和 5 年度の実績ですが、下水道使用料は 19 億 6,222 万円、汚水処理費が 23 億 7,695 万 7,000 円、年間有収水量が 1,528 万 9,251 m<sup>3</sup>でございます。一番下に用語説明を記載しておりますが、使用料単価、使用料収入の基となった処理水量 1 m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料収入は、数式のとおり

128.34 円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価、有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用は、数式のとおり 155.47 円/m<sup>3</sup>となります。

この結果、経費回収率、汚水処理に要した費用に対して、下水道使用料で賄われている割合は 82.55%になります。

中段の青い枠内に記載してあるとおり、経費回収率は令和 5 年度実績が 100%に満たないので、汚水処理費を使用料収入で賄えていない状況でございます。

21 ページをご覧ください。上石津下水道施設の状況については、先程下水道課長から説明申し上げた通りでございます。

22 ページをご覧ください。

(2)特定環境保全公共下水道事業の業務指標の状況です。

令和 6 年度の普及率は 99.7%と高い水準を維持しているものの、行政区内人口は 3,593 人、処理区域内人口は 3,582 人、水洗化戸数は 1,228 戸といずれも減少傾向にあります。

続いて、(3)特定環境保全公共下水道事業の経営指標の状況です。

令和 5 年度実績では、使用料単価が 177.28 円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価が 204.98 円/m<sup>3</sup>、経費回収率は 86.49%でございます。これについては、後程、別のページで説明させていただきます。

有形固定資産減価償却率 17.16%は減価償却の対象となる資産のうちどの程度、償却が進んでいるか表す指標です。また、管渠老朽化率は、全体に対し法定耐用年数を超えた管渠の割合を示す指標ですが、整備年度が新しいため 0%となっております。

23 ページをご覧ください。

(4)農業集落排水事業の業務指標の状況です。

令和 6 年度の普及率は 98.7%と高い水準を維持しているものの、行政区内人口は 903 人、処理区域内人口は 891 人、水洗化戸数は 330 戸といずれも減少傾向にあります。

続いて、(5)農業集落排水事業の経営指標の状況です。

令和 5 年度実績では、使用料単価が 206.20 円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価が 302.84 円/m<sup>3</sup>、経費回収率は 68.09%でございます。これについては、後程、別のページで説明させていただきます。

有形固定資産減価償却率 13.45%は減価償却の対象となる資産のうちどの程度、償却が進んでいるか表す指標です。また、管渠老朽化率は、全体に対し法定耐用年数を超えた管渠の割合を示す指標ですが、整備年度が新しいため0%となっております。

24 ページをご覧ください。

(6)小規模集合排水事業の業務指標の状況です。

令和6年度の普及率は100%と高い水準を維持しているものの、行政区内人口、処理区域内人口ともに33人、水洗化戸数は14戸といずれも減少傾向にあります。

続いて、(7)小規模集合排水事業の経営指標の状況です。

令和5年度実績では、使用料単価が149.50円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価が330.30円/m<sup>3</sup>、経費回収率は45.26%でございます。これについては、後程、別のページで説明させていただきます。

有形固定資産減価償却率 39.39%は、減価償却の対象となる資産のうちどの程度償却が進んでいるか表す指標です。また、管渠老朽化率は、全体に対し法定耐用年数を超えた管渠の割合を示す指標ですが、整備年度が新しいため0%となっております。

25 ページをご覧ください。

下水道使用料と費用の現状について、でございますが、こちらは特定環境保全公共下水道事業の経費回収率の算出方法を表した表を掲載しております。

令和5年度の実績ですが、下水道使用料は6,757万円、汚水処理費が7,812万5,000円、年間有収水量が38万1,140m<sup>3</sup>でございます。一番下にも用語説明を記載しておりますが、使用料単価、すなわち、使用料収入の基となった処理水量1m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料収入は、数式のとおり177.28円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価、有収水量1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用は、数式のとおり204.98円/m<sup>3</sup>となります。

この結果、経費回収率、汚水処理に要した費用に対して、下水道使用料で賄われている割合は86.49%になります。

中段の青い枠内に記載してあるとおり、経費回収率は令和5年度実績が100%に満たないので、汚水処理費を使用料収入で賄えていない状況でございます。

26 ページをご覧ください。

こちらは農業集落排水事業の経費回収率の算出方法を表した表を掲載しております。

令和5年度の実績ですが、下水道使用料は1,740万1,000円、汚水処理費が2,555万6,000円、年間有収水量が8万4,387 $\text{m}^3$ でございます。一番下にも用語説明を記載しておりますが、使用料単価、すなわち、使用料収入の基となった処理水量1 $\text{m}^3$ あたりの下水道使用料収入は、数式のとおり206.20円/ $\text{m}^3$ 、汚水処理原価、有収水量1 $\text{m}^3$ あたりの汚水処理に要した費用は、数式のとおり302.84円/ $\text{m}^3$ となります。

この結果、経費回収率、汚水処理に要した費用に対して、下水道使用料で賄われている割合は68.09%になります。

中段の青い枠内に記載してあるとおり、経費回収率は令和5年度実績が100%に満たないので、この事業も汚水処理費を使用料収入で賄えていない状況でございます。

27 ページをご覧ください。

こちらは小規模集合排水処理事業の経費回収率の算出方法を表した表を掲載しております。

令和5年度の実績ですが、下水道使用料は70万7,000円、汚水処理費が156万2,000円、年間有収水量が4,729 $\text{m}^3$ でございます。一番下にも用語説明を記載しておりますが、使用料単価、使用料収入の基となった処理水量1 $\text{m}^3$ あたりの下水道使用料収入は、数式のとおり149.50円/ $\text{m}^3$ 、汚水処理原価、有収水量1 $\text{m}^3$ あたりの汚水処理に要した費用は、数式のとおり330.30円/ $\text{m}^3$ となります。

この結果、経費回収率、汚水処理に要した費用に対して、下水道使用料で賄われている割合は45.26%になります。

中段の青い枠内に記載してあるとおり、経費回収率は令和5年度実績が100%に満たないので、この事業も汚水処理費を使用料収入で賄えていない状況でございます。

以上、各事業の指標を中心にご説明しました。人口が減少傾向にあること、上水道事業以外については、経費回収率等が100%を下回っている状況である事等をご理解いただければと存じます。

28 ページをご覧ください。公共下水道事業における基準内繰入金についてご説明いたします。

下水道事業には、経費の負担区分に基づき一般会計、すなわち税から負担すべきものとされている経費があり、どの経費を負担すべきかについては、毎年度、総務省から繰出基準というものが示されております。

この繰出基準に沿って下水道会計に繰り入れられる繰入金を基準内繰入金、それ以外の繰入金を基準外繰入金と呼びます。

その下の表のとおり、基準内繰入金には、雨水処理に要する経費、水質規制費、分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費などがございます。

表の真ん中にあります分流式下水道等に要する経費は、内容が複雑ですので、ご説明をさせていただきます。説明の欄に記載してありますとおり、適正な下水道使用料を徴収しても、回収が困難であると認められる経費でございます。

具体的には青字の部分、分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額については、基準内繰入とする、とされております。

これにつきましては、29 ページの図をご覧ください。

公共下水道事業における使用料単価、汚水処理原価の比較についてご説明いたします。

こちらの図は1 m<sup>3</sup>あたりの収支を表したもので、図の右側が支出で、色がついている箇所は汚水処理原価で155.47 円/m<sup>3</sup>となっております。この中には維持管理費分と資本分が含まれますが、一番下に記載しておりますとおり、維持管理費の主な内容は動力費、委託料等であり、資本費の主な内容は浄化センターの設備や下水道管の減価償却費のことでございます。

図の左側が収入になります。簡潔に申し上げますと、国は適正な使用料としてm<sup>3</sup>当たり150 円を徴収すれば、それを超過する費用、青色部分は基準内繰入金で対応してよいとの考え方です。

収入の一番上の基準内繰入金に、うち分流式と記載がありますが、右側、1 m<sup>3</sup>あたりの支出が179.7 円の時、使用料を150 円徴収すれば、不足する分155.47 円から179.70 円までを基準内繰入金として一般会計が負担するという内容でございます。

本市では、使用料単価が 150 円に達しておらず、赤枠部分の 21.66 円は基準外繰入金となっておりますので、これは使用料改定で解消していかなければならないということをご理解願います。この基準外繰入金というのはいわゆる赤字補填でございます。

30 ページをご覧ください。公共下水道事業における経費のイメージについてご説明いたします。

右上に記載してありますとおり、使用料の検討対象は、サービスを提供するために必要となる下水道の管理費から、雨水経費を除いた部分、左の緑色部分でございます。

上から 2 番目が大垣市の現状でございますが、現在は下水道にかかる費用を使用料で回収できておらず、経費回収率が 100%未満となっておりますので、まずは赤色の不足部分の解消が求められております。

上から 3 番目は、経費回収率が 100%となるよう、使用料改定等により不足部分を解消できたときの状態であり、現在、これを目指して取り組んでいるところでございます。

一番下は、理想として、右側に説明を記載させていただきました。受益者負担の原則の視点では、使用料で資本費まで回収することが理想とされております。本市が上から 3 番目の不足解消を達成できた後は、このような形を目指す検討も必要と考えております。

31 ページをご覧ください。経営指標の用語解説でございますが、資料を読み返される時等、ご参照いただければと存じます。

32 ページをご覧ください。経営戦略についてご説明いたします。

経営戦略とは、上・下水道事業など地方公営企業が、近年、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少により、経営環境が厳しさを増していることを背景に、国からの要請に基づき策定した、中長期的な経営の基本計画でございます。

計画期間ですが、本市では、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間としております。なお、上石津下水道事業のみ早期に策定する必要があったため、H29 年度～R11 年度の 13 年間としております。

一番下の経営戦略の改定につきましては、令和5年度に経営状況の時点修正等、改定を行いました。その中で、上水道事業以外の各事業について、令和2年を1回目として、令和8年に2回目、令和11年に3回目の使用料改定を実施する方針としました。

このことについては、令和5年度に開催した審議会でご説明し、答申をいただいておりますが、後程説明させていただきます。

33ページには、市が策定した経営戦略のイメージを掲載しております。

経営戦略の中には投資・財政計画という収支計画がありますが、投資試算は投資に関わる支出、財源試算は投資に関わる収入のことであり、この両方が均衡した形で策定しております。

なお、お手元に大垣市水道事業経営戦略をはじめ4つの経営戦略を配布させていただきました。今回、令和5年度の審議会にも出席いただいた委員の方がおみえでございますが、令和5年の審議会でお配りしたものと同じものでございます。

34ページをご覧ください。本市では4つの事業に分けて経営戦略を策定しておりますが、それぞれ文書量が多いため、各事業の経営の基本方針について抜粋させていただきましたので、こちらのページにてご説明いたします。

上水道事業については、現有資産の状況把握と中長期的な水道施設全体の更新等課題を踏まえ、事業運営の徹底した効率化、経営健全化に努め、引き続き、安定した経営に取り組むとしております。

簡易水道事業については、元利償還金の負担が令和5～8年度にピークを迎える中、上石津地域の急激な人口減少により使用料水準の維持が困難であることから、基準外繰入金解消のため、令和2年の使用料改定に引き続き、令和8年及び令和11年の計2回、それぞれ+8.0%、合計で+16.6%の使用料改定を実施するとしております。

公共下水道事業については、多額の基準外繰入金に依存している状況で、経費回収率100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である150円/m<sup>3</sup>に向けた段階的な使用料改定の途上にあることから、基準外繰入金解消のため、令和2年の使用料改定に引き続き、令和8年及び令和11年の計2回、それぞれ+6.0%、合計で+12.4%の使用料改定を実施するとしております。

上石津下水道事業については、従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることが確実であることから、基準外繰入金削減のため、令和2年の使用料改定に引き続き、令和8年及び令和11年の計2回、それぞれ+3.0%、合計で+6.1%の使用料改定を実施するとしております。

36ページでございますが、ここからは審議会での審議について、具体的な説明等をさせていただきます。

37ページをご覧ください。

令和5年度の審議会の振り返りについて、ご説明いたします。

令和元年度に市が策定した経営戦略では、市内全域の下水道使用料及び上石津地域の水道料金の増額改定を、令和5年及び令和8年に実施することとしておりました。

しかしながら、令和5年度に入り、物価高騰の影響により厳しい状況にある市民・事業者の皆さんの生活を支えるため、それぞれ3年延期し、令和8年及び令和11年に実施する方針へ変更しました。

具体的には下の表のとおりで、大垣・墨俣地域の下水道使用料を令和8年、令和11年に各6.0%改定、上石津地域の水道料金を令和8年、令和11年に各8.0%改定、下水道使用料を令和8年、令和11年に各3.0%改定するものでございます。

38ページをご覧ください。

令和5年度に使用料等の改定に関する変更方針を反映した経営戦略の妥当性を審議会へ諮問させて頂いたところ、次のとおり答申をいただきました。

受益者の負担で運営されるべき事業の性質から、一般会計からの赤字補てん脱却を目指した経営が必要であるが、市として、昨今の物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に努めている現在の状況下において、当該改定を最大限延期するという今回の判断は、十分に理解できやむを得ないものとする、でございます。

当時は電気代が急激に高騰しておりました。また、令和4年度に国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、これを財源に水道料金の基本料金を免除する事業を本市で実施していた直後であり、予定通りに改定することが困難な状況でございました。

39 ページをご覧ください。

ここからは、各事業の投資・財政計画の将来見通しについてご説明いたします。

はじめに上水道事業の将来見通しにつきましては、一番下に記載しておりますとおり、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できる見込みでございます。なお、青い枠が2つありますが、当期純利益は減少していくと予測しており、経営状況は厳しくなる見込みです。

40 ページでは上水道事業の建設改良費について概要をとりまとめたものです。

水源地等の更新につきましては、表の下にも記載しましたとおり、最大の施設能力をもつ北部水源地の改良事業が令和7年度に完了したところです。今後は、各水源地の監視制御装置や赤坂水源地の更新を予定しております。

また、水道管の更新等につきましては、多額の費用を要した北部水源地の改良事業が完了したことから、今後は老朽管の更新等も重点的に取り組んでまいります。

41 ページの簡易水道事業の将来見通しにつきましては、計画期間中に予定通り使用料改定することにより、令和11年度には基準外繰入金を解消できる見込みです。

なお、簡易水道使用料の令和8年度と令和11年度を色塗りしておりますが、改定した後の数字としております。また、赤い枠は基準外繰入金の推移を示しております。

42 ページの公共下水道事業の将来見通しにつきましては、計画期間中に予定通り使用料改定することにより、使用料単価が国の定める適正な使用料単価近くまで到達し、令和 11 年度には基準外繰入金を解消できる見込みです。

こちらも、下水道使用料の令和 8 年度と令和 11 年度を色塗りしておりますが、改定した後の数字としております。また、赤い枠は基準外繰入金の推移を示しております。

43 ページでは公共下水道事業の建設改良費について概要をとりまとめたものです。

下水管の更新等につきましては、表の下にも記載しましたとおり、各種計画に基づき、健全度や緊急度、費用対効果を勘案しながら投資の平準化に努めております。なお、下水管の新設につきましては、地元要望等による優先度、将来にわたる費用対効果等を考慮し、慎重に実施して参ります。

終末処理施設につきましては、様々な設備の更新工事を進めて参ります。

雨水処理施設につきましては、排水基本計画に基づき、計画的に実施していきます。なお、雨水処理施設の整備は、全て基準内繰入金の対象であり、下水道使用料の算定には関係しませんが、公共下水道事業の主な建設改良費ということで掲載しております。

44 ページの上石津下水道事業の将来見通しにつきましては、計画期間中に予定通り使用料改定することにより、令和 11 年度には基準外繰入金のある程度、削減できる見込みです。

なお、下水道使用料の令和 8 年度と令和 11 年度を色塗りしておりますが、改定した後の数字としております。また、赤い枠は基準外繰入金の推移を示しております。

45 ページをご覧ください。

使用料改定の必要性についてご説明いたします。

上水道事業以外については、経営戦略の計画期間内において、令和 2 年度に記載した率の改定を行っております。令和 8 年度と 11 年度に使用料等の改定を計画しておりますが、今回は令和 2 年に続き、2 回目となる令和 8 年度の改定の実施について、委員の皆様からご意見を賜るものでございます。

上水道事業については、現計画期間内は実質黒字を維持できる見込みのため、現在の料金水準を維持します。ただし、今後、老朽化に伴う更新費用が増加するため、次期計画期間においては料金改定を検討する必要があると考えております。

公共下水道事業については、現在の基準外繰入金に依存している状況は、本事業の使用料単価が国の定める適正な水準に達しておらず、使用料収入により建設費に対する元利償還金が賄われていないことが原因であるため、これを改善するための使用料改定を行うものでございます。

現在の経営戦略計画期間の終期である令和 11 年度に基準外繰入金を解消するには、12.4%の改定が必要ですが、利用者の方々の急激な負担を軽減するため、2段階で料金改定を行う考えです。

簡易水道事業については、平成 18 年の合併以降、老朽化していた施設を集中的に改良・改善してきた結果、建設費に対する元利償還金の増加と、今後、上石津地域の急速な人口減少による使用料収入の減少が想定されるため、料金改定を行うものでございます。

こちらも令和 11 年度に基準外繰入金を解消するには、16.6%の改定が必要ですが、利用者の急激な負担を軽減するため、2段階で料金改定を行う考えです。

上石津下水道事業については、使用料単価が高水準であるにもかかわらず、従前より、使用料収入で元利償還金に加え、維持管理費も賄っていない状況であり、今後、上石津地域の急速な人口減少による使用料収入の減少も想定されるため、使用料改定を行うものでございます。

現在の経営戦略の終期である令和 11 年度に基準外繰入金を解消することが求められているものの、ご説明した通り経費回収率を 100%にするような使用料改定は現実に難しいため、公共下水道事業の使用料改定による影響額と同程度の改定を実施する考えでございます。

なお、46 ページの左下に記載しましたとおり、令和 11 年度に基準外繰入金の解消を目標とした場合、現行使用料から 3 倍以上の改定が必要となります。

47 ページをご覧ください。

これ以降は、改定を計画している上水道事業以外について、事業ごとに1枚にまとめたものとなりますが、概要の部分は、これまでのご説明と重複するため省略させていただき、主に新しい単価を説明させていただきます。

簡易水道料金は、中段に記載している通り、平均改定率は8%で、基本料金を770円、従量料金を205.7円とします。増加額は、それぞれ57.2円、15.4円でございます。

48 ページをご覧ください。

公共下水道使用料は、中段に記載している通り、平均改定率は6%で、基本料金を1357.4円、従量料金を136.4円、159.5円とします。増加額は、それぞれ77円、7.7円、8.8円でございます。

49 ページをご覧ください。

上石津下水道使用料は、中段に記載している通り、平均改定率は3%で、基本料金を2563円、従量料金を766.7円、383.9円とします。増加額は、それぞれ74.8円、22円、11円でございます。

以上3ページともに、改定時期は令和8年4月1日としております。

50 ページをご覧ください。

使用料改定による平均世帯の負担増加額を説明させていただきます。上の表は、下に注記してありますとおり、3人世帯で月に20<sup>m</sup>使用したときの比較でございます。

右から2行目の改定額でございますが、公共下水道使用料は160円の増、簡易水道料金は210円の増、上石津下水道使用料は140円の増となります。

51 ページをご覧ください。

使用料等改定による各事業の基準外繰入金の比較でございます。一番上は、現行料金のまま、つまり使用料等改定を行わない場合、令和8年度から令和10年度までの基準外繰入金は計1,812,653千円になります。

真ん中は今回ご説明した通り改定した場合であり、基準外繰入金は計1,475,275千円になります。

一番下の影響額は、上2つの差引であり、基準外繰入金は計337,378千円の減となります。

なお、一番下に記載しておりますが、水道料金等は2か月ごとに水道メーターの使用水量をもって請求しておりますので、令和8年4月1日から改定しても、6月に検針した分から新単価となるため、令和8年度への影響額は実質10か月分となります。

52 ページをご覧ください。

令和11年度予定分の使用料等改定につきましては、その時点での人口、世帯数、普及状況、経営状況のみならず、社会・経済情勢も十分考慮し、慎重に検討した上で、改めて大垣市水道事業等審議会にお諮りしたいと考えております。

段階的に改定していく方針ではございますが、時期が近付いた時には、改めて精査した上で、皆様に審議をお願いさせていただきますので、ご承知おき願います。

53 ページをご覧ください。

令和7年度の審議会スケジュールを記載しております。お忙しいとは存じますが、その都度、開催案内をお送りさせていただきますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

最後に水道部の広報活動を簡潔に紹介させていただきます。

ページ左下はマンホールカードで、PR用に奥の結びの地記念館で配布しております。

右下はYouTubeのQRコードでございます。市では、水道や下水道の仕組みを多くの方にご理解頂ける様、このような取り組みも行っております。

また、市のイベント等で給水車や被災地支援のパネルの展示も行っております。

多くの皆様に事業内容をご理解頂ける様、引き続き広報活動にも取り組んで参ります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。事業概要と経営状況について、また使用料等改定案について説明を受けました。

大垣市には上下水道事業が全部で6事業もあるということで、ただ今の事務局の説明は、膨大な情報量でございました。

従いまして、ここで一旦、私の方で整理をさせていただきます。

まず、水道事業は、給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、物価の高騰に伴う経費増はあるものの、現在の料金水準のまま、引き続き安定した経営が維持できる見込みであるとのことです。

それに対して、簡易水道事業、公共下水道事業、上石津下水道事業は、厳しい経営環境にあり、一般会計からの基準外繰入金があるため、それを解消あるいは削減する方策として、使用料等の改定が必要であるとのことです。

各事業の使用料等改定時期や改定率については、将来見通しにおいても、令和8年に、簡易水道事業が8%、公共下水道事業が6%、上石津下水道事業が3%の使用料改定を実施し、令和11年にも同率の改定をすることで、経営の基本方針を達成できる見込みであるとのことです。

以上が、事務局からの説明の概要でございますが、本審議会への諮問事項といたしましては、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持のため、計画期間中2回目となる令和8年4月の使用料等改定について、その妥当性を審議して欲しいとのことでした。

今日は第1回目の審議ということで、市側の説明をお聞きすることが中心となり、本格的な審議は次回の審議会で行いたいと思います。

従いまして、今の説明をお聞きになったうえで、何かご意見、ご質問等ございましたら、次回までに事務局へお問い合わせいただきたいと思います。

会 長 時間も経過しましたので、次回に継続して、ご審議いただきたく思いますが、いかがでしょうか。

< 異議なし >

会 長 それでは、次回以降、また継続して審議していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次回の日程ですが、事務局から予定をお願いします。

事務局 はい、次回の審議会の日程でございますが、書面でもご案内させていただきますが、誠に勝手ながら7月17日の木曜日、午後1時30分から、今回と部屋が変わりまして、市役所8階の大会議室でお願いしたいと存じます。

本日お配りいたしました資料につきましては、中身が難解なうえ豊富でございますので、誠に心苦しいのですが、次回までにもう一度お目通しいただけたらと思います。

そのうえで、さきほど谷江会長も仰いましたように、疑問点、或いは分かりにくい点などございましたら、どうぞ遠慮なく事務局の水道部企画経営課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、この資料でございますが、次回開催の際にもご持参いただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

会 長

では、皆さまご都合がおありのことと存じますが、次回は7月17日の木曜日、午後1時30分から、市役所8階の大会議室で開催したいと思いますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

本日は、これで閉会といたします。ありがとうございました。

事務局

会長、委員の皆様、本日は、長時間にわたりご審議いただき、お疲れ様でございました。

以上をもちまして、令和7年度、第1回の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

(午後3時20分終了)